

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和3年度決算（特許特別会計）

##### ・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
特許料等収入	147,503	独立行政法人工業所有権	11,110
特許印紙収入	83,133	情報・研修館運営費	
特許料等収入	64,370	事務取扱費	129,274
他会計より受入	17	施設整備費	3,461
一般会計より受入	17	予備費	—
雑収入	333		
前年度剰余金受入	68,483		
合 計	216,338	合 計	143,846

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

##### ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額） . . . . . 72,491百万円

（剰余金が生じた理由）

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

（剰余金の処理の方法）

特許特別会計の剰余金については上記の性格を有することから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために必要な費用や情報システムに係る設備投資の費用などの財源として、特別会計に関する法律第8条第1項により特許特別会計の翌年度歳入に繰り入れています。